

第3回習志野市公共施設再生・地域活性化委員会議事録

開催日時：平成26年1月21日（水） 午前9時～午前11時まで

場 所：サンロード6階大会議室

議 題 等：（1）公共施設再生計画の取りまとめについて
（2）専門研究チームの作業状況
（3）その他

議事録(要点筆記)

<事務局より説明>

（1）公共施設再生計画の取りまとめについて

- 委員長 それでは再生計画の1章、2章から順に検討してく。
1章の文教住宅都市憲章を基に再生計画を策定しているということは、どういった根拠なのか。
- 事務局 再生計画は、現在作成している新たな基本構想の重点プログラムとして位置づけられており、基本構想にそういった記載がある。
- 委員長 文教住宅都市憲章はいわゆる総合計画の上位に来ているのか。
- 事務局 習志野市ではそういった位置づけになっている。
- 委員長 見方が2つあり得る。一点は、文教住宅都市憲章自体が、これまで公共投資促進の根拠として用いられてきて、またこれを持ち出すことで、公共施設の数が減らなくなるのではないかということ。もう一点は、もともと目的は市民の福祉の向上が目的であり、ハード整備を目的としておらず、統廃合や複合化を妨げるものではないということ。
捉え方としては、後者だと思うが、原点に立ち返って、そういった部分も記載をした方が良い。
第2章では施設すべてが対象になっているのか。
- 事務局 学校施設は学校施設再生計画に基づいて計画しているので、若干異なるルールであるが、123施設について、大部分の施設は再生計画に基づき、今後の事業が実施されていく予定となっている。
- 委員長 施設によって工夫をしているものとそうでないものがあるように感じるが、そのあたりの考え方については記載している部分があるのか。
- 事務局 その部分は不足しているので、2章に書き加えるようにしたい。
- A委員 1章、2章の段階では、よく踏み込んでいるように感じる。1章のところで、再生計画の特徴が書かれているが、最後のところが非常にしっかりかかれており、ポイントもまとまっていて良いと思うが、こういった部分を市民が読

- んでくれるだろうかと思う。もっと強調できないだろうか。
- 事務局 そういった部分は想定される。概要版等の作成の際に工夫をしたいと考えている。
- 委員長 「はじめに」が固く、要約になっていない。これでは読みたくない。さいたま市などはもう少しやわらかい表現を使っている。
- D委員 「賢く縮む」という表現があるが、市民にとって、その意味がどういうことかをわかってもらうことは難しい。よっぽど理解をしてもらわないと反発がある。もっと噛み砕いて伝える必要がある。
- 事務局 シンポジウム、出前講座、まちづくり会議など、いろいろな場で情報は伝えている。情報の共有、市民との話し合いは重要であると考えている。今後も様々な周知活動を実施し、理解していただく努力は続けていきたいと考えている。
- C委員 内容的にはすばらしいと思うが、市民はまず、自分の地区がどうなっていくのかを気にする。そのあたりの内容をもっとわかりやすく、噛み砕いて伝えていければよい。
- B委員 下水や道路、橋梁なども多額の財源が必要と思うが、どのように考えているのか、また、それらの計画の準備はしているのか。第2期等で検討するというだけでもよいと思うが、なるべく早く検討した方がより実現可能な計画になる。
- A委員 また、従来型予算編成システムの脱却という部分がある。そのとおりだが、内部の話であるので、市民に理解できない。中身が細かすぎるのではないか。道路や橋梁、プラント系は別途計画を作るという旨の記載がある。内容として、前面に押し出すべきところではないとは思いますが、さらっと書きすぎているのが気になる。
- 事務局 アンケートでは興味があるという回答が2/3を占めているが、一方マネジメント白書などの認知度は低い。今後も継続して周知、PRを図る必要がある。また、国から、昨年11月に、インフラ長寿命化基本計画というものが示されており、庁内でも、横断的にとりまとめるような仕組みを考えているところである。
- 委員長 昨年11月に示されたインフラ長寿命化基本計画は、本市の公共施設再生計画とはかかわりなく、検討しなくてはならないが、今まで、それぞれの所管で作っていた、施設等の長寿命化計画と違いはあるのか。
- 事務局 今まで作っていた長寿命化計画については、個別に、所管官庁からのアプローチがあり、補助金や交付金の要望根拠として策定されている。従って、再生計画で対象となっている市営住宅の長寿命化計画等については、公共施設再生計画においてはそのまま記載している。
- 委員長 現在、市がまとめている公共施設再生計画は、持続可能な財政運営をめざし、将来の市政運営を財政的に裏付けていくという観点が、従来の施設整備計画と大きく違うものである。その観点からすると、市営住宅のように、補助金獲得を目的とした整備計画が、公共施設再生計画の中に入り込んでいるところに違和感がある。

- 事務局 市営住宅については、確かに現状の長寿命化計画を採用しているが、今後、住生活基本計画の策定に併せて、市の考え方を反映した形で見直していくということで調整している。
- 委員長 そういったことであれば、その内容の記載は必要である。
全体で聖域なく行うことが重要。他にもこういった施設はあるのだろうか。
- A委員 市営住宅に関しては、他の施設と性格が違い、現在人が住んでいるという部分で過去を引っ張りやすい。市営住宅に関しては、違和感があるのは仕方がないのではないかと。
- 事務局 委員長の言うことももっともだが、市の施策としての考え方もあるので、123施設に関して、その建物の機能をすべて一つの考え方でくくって、一貫して整理するということが理想だが、現時点では難しいのではないかと考えている。
そういった中で、施設の老朽化は止まらないので、今の段階でこういった形で進んでいこうという形で示させていただいている。
- 委員長 いずれにしても、見直しが進んでいるということを前提に、現在の計画を載せているということで、しっかりと注釈をつけるべきである。
西日本だと公営住宅が非常に多い自治体もあり、建て替えをしないと表明しているところもある。そういった意味でも聖域ではないと考える。
全体として、利用料の引き上げと余剰地の売却についてあまり触れられていない。これらについては、市民の賛成反対にかかわらず、選択肢として、明確に記述するべきではないか。
- D委員 色々な経緯があるのだと思うが、どうしてここは建替えて、ここは統廃合で、ここは私立化なのか等、結論に至る経緯がわからない。
- 委員長 そのあたりはしっかりと説明する必要がある。
- 事務局 そのあたりの書き方については、もう少し各部と調整したいと考えている。
事務局が、各部の政策についてコントロールできる立場ではない。今回の会議の議論は各部にフィードバックしていく。現状としては、建物の老朽化状況からしてこうせざるを得ないということで案がつけられている。
- 委員長 学校は将来の推計や必要な教室数、現状の劣化度、土地の面積等の制約条件をもとに作っており、その結果を記載している訳だが、根拠としてはっきりと示した方が良い。
- 事務局 昨年度、学校施設再生計画を策定するにあたって、様々検討をした結果がここに載っているということになる。学校施設再生計画の内容をすべて記載してしまうと、内容として、膨大になってしまう。そのため、公共施設再生計画では、出典が明らかになるように記載してあるが、そのあたりの記載の仕方は検討していきたい。
- 委員長 考え方についても議論できるように記載をお願いしたい。
では次の議題を先に検討し、全体として、また議論を進めたい。

<下記の内容を事務局より説明>

(2) 専門研究チームの報告について

- 委員長 専門チームからの報告の位置づけとして、各専門家の研究成果を、再生計画に反映させたということであればわかるが、再生計画がほぼまとまっている段階で、今後反映させていくという疑問が残るが。
- 事務局 老朽化問題をどのように解決していくかに関する具体的な手法は、現時点では、一般的には確立されていないと考えている。しかし、手法が確立した後に実行するということになると、問題が先送りされ、解決が困難になることが予想される。今回の研究成果を踏まえて再生計画を作るというのは理想かもしれないが、そういったところまではできていない。従って、今後、具体的に事業が実施されていく過程において、検討した手法を導入しながら、その効果についてはPDCAサイクルにおいて検証しつつ取り組んでいきたいと考えている。
- A委員 まさしく、これらの研究は、再生計画をどのように実行していくのか、PDCAサイクルを回していく中で、役に立つもの。チェックのとき、修正するときに役に立つ。
- 事務局 組織上、人員上、制度上、25年間という長期にわたり、この計画を、どのように担保し、遂行していくのが課題。また、計画をつくりあげた熱意をもって計画を遂行していくのにどうしたらよいかも課題である。
- B委員 公共施設再生計画は、基本計画の計画期間を超えるものであるので、文教住宅都市憲章の読み方ということになってしまおうと思うが、条例については公共施設再生計画に記載されているのか。
- 事務局 今回配布した資料には入っていないが、記載する予定である。
- B委員 将来、この計画を担保していくにあたり、この条例がキーポイントになるのでもっとしっかりとしたものにしていただきたい。
- 委員長 別の質問だが、公共施設再生計画の実施の結果、30%の削減が実行されるが、その根拠の提示がない。
- 事務局 参考資料に金額の根拠は載せていきたい。
- 委員長 直観的に、この計画で30%の削減がされるとは思えないが。学校の廃校はないということか。
- 事務局 案では第3期に予定されている。人口の変動があれば別だが、袖ヶ浦西と袖ヶ浦東小学校、秋津小学校と香澄小学校、大久保地区の再編などでは統合により面積が圧縮される。
- 委員長 2校しか減らないのでは学校数は10%しか減っていない。それで30%減っているということは、長寿命化で先延ばしをしているということではないだろうか。この期間で切っているので、30%削減というふうになっているだけではないか。
- 長寿命化の効果は必ずしも、プラスではなく、負担の先送りという面もある。

事務局 財政負担の平準化はできるが。こういったことはきちんと記載しなくてはならない。この程度で何とかなるという認識を、ミスリードしてほしくない。
委員長 そのあたりもわかるようにしたい。
実態というよりも、計算の前提の問題なので、長寿命化したことによる影響を伝える必要がある。では次の内容に移る。

<下記の内容を事務局より説明>

(3) 今後の取り組みについて

委員長 今後の取り組みの仕方を含めて意見がある方がいればどうぞ。
C委員 今回計画を発表したあとに、見直しがあるということは、ものによっては、当初残るはず予定であった施設が廃止になる、また、施設によっては廃止が早まるというようなこともある。そういった場合、市民への説明は大丈夫なのだろうか。
事務局 第三者委員会を設置し、データ等の公開をし、変更の際には、その都度市民に説明していこうと考えている。
委員長 研究成果にしても、全く新しいものではなく、今までの頭の中にあった考え方を前提に、整理して、体系化したものであると思われるので、もう少し自信を持って説明し、ゆるぎないものにしてほしい。
D委員 この文教住宅都市憲章の市民の認知度はどれほどであろうか。条文の内容までは知らなかったが。これが前提であるのであれば、これこそ伝えていく必要があるのではないか。
事務局 条文をしっかりと理解しないと危険な方向に走っていく部分はある。
委員長 当時、日本が一番公共投資をしていた時代の考え方の用語がつかわれている。矛盾はしていないが、あえて根拠としてこの憲章を使うのはどうだろうかと思うが。市民の義務についてはそのとおりだと思うが。
A委員 この憲章を市民の方々が、どの程度重要だという認識なのかによって、文教住宅都市憲章を根拠とするかどうかが変わってくるのではないか。
事務局 今回の長期計画の策定にあたり、文教住宅都市憲章の在り方を継承するのかがどうかについて議論があり、そのうえで、文教住宅都市憲章の在り方を継承すべきだという結論に至っている。そういった意味で、この理念に基づいていくべきであると考えている。
委員長 文教住宅都市憲章の現代的な解釈としてはこうだということを追記した方が良いのではないか。
委員 いろいろな方が来ているので、ご意見をいただきたいが、地方債の話で、一般的な市民感情として、行政が借金をするのは悪だという風潮があるが、良い説明の仕方があれば。
A委員 借金が良くないということはあるが、削減努力をしたうえで行うものは仕方がないという認識ではないか。
B委員 一般的に市民の方は借金をするとなんでだと思う方が多いと思うが、実際に

自治体の借金というものは、施設を何十年と使う中で、その利用する方々みんなで払っていこうということである。借金イコールいけないことではないということ、きちんと説明するしかないのではないか。

委員長 借金をしてよいという発想は規律を乱すので、借金がいいか悪いかといえば、基本的には悪いと思った方がよい。しかしながら相応の努力をした結果、元利償還が可能な範囲で、地方債を起すことは問題ないということである。

D委員 借金はしない方が良いが、するのであれば、作るものは華美にならない範囲で、しっかりとした施設を作るという説明をする必要があるのではないか。

委員長 この辺りはなかなかわかりづらい部分であるので、行政ががんばって説明する必要がある。これでこの会は終了となりますが、言い忘れたということがあれば事務局の方に連絡してください。

本日をもって本委員会は終了となりますが、事務局におかれては、委員会の議論を十分に斟酌して、公共施設再生計画の取りまとめにあたってください。